<u>志賀原子力発電所</u> 原子力事業者防災業務計画の届出について

平成29年10月30日 北陸電力株式会社

本日(10月30日)、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画*1を内閣総理大臣 及び原子力規制委員会に届け出ましたのでお知らせします。

当社は、志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画(以下「計画」という。)の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議^{*2}が終了したことから、本日(10月30日)原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第7条第3項^{*3}に基づき、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ました。(別紙参照)

当社としては、引き続き、緊急時対応体制の継続的改善に取り組むとともに、志賀原子力発電所の更なる安全確保に万全を期してまいります。

以上

別紙:「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態 応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子 力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県(石川県)、所在市町村(志賀町)及び関係周辺都道府県(富山県)に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出なければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の主な修正内容】

○緊急時活動レベル(EAL)見直し

EALに係る「原子力災害対策特別措置法関係規則」等の見直し(8月1日公布, 10月30日施行)を受け、EALを修正。

○通報様式等の見直し

「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」の見直しを受け、 災害時の国・自治体等へ発出する通報・連絡に係る通報様式等を修正。

○富山県への緊急時モニタリング要員派遣等の追記

富山県の緊急時モニタリングへの要員の派遣及び資機材の貸与を追記。

○原子力規制庁の組織改正に伴う職位名称の見直し

原子力規制庁の組織改正に伴い,「地方放射線モニタリング対策官」の名称を「放射 線防災専門官」へ修正

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

項目	主な内容
第1章	原子力事業者防災業務計画の目的,基本構想,計画の運用と修正
総則	及び定義
第2章	原子力防災組織の設置,原子力災害の情勢に応じた原子力防災体
原子力災害予防対策	制の整備,通報や業務に必要な設備及び資機材の整備,原子力防
の実施	災教育及び原子力防災訓練の実施、国・地方公共団体・地元防災
	関係機関との連携 等
第3章	原子力災害対策特別措置法に基づく通報,本部の設置,原子力事
緊急事態応急対策等	業所災害対策支援拠点の設置,応急措置(応急復旧,原子力災害
の実施	の発生又は拡大の防止,原子力緊急事態支援組織との連携,オフ
	サイトセンター等への原子力防災要員等の派遣など)の実施
	等
第4章	発電所の復旧対策,行政機関等への原子力防災要員等の派遣
原子力災害事後対策	等
第5章	他の原子力事業者への協力
その他	